訓練計画の策定から訓練の開始までの流れ

求職者支援訓練の計画の策定から開始までは、次のような流れとなります。

訓練の実施の検討・訓練計画の策定

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構都道府県支部（以下「都道府県支部」）に、訓練の申請に関して相談

◆制度の概要、認定基準、スケジュール等の説明をします。

訓練計画の認定申請

認定基準に合致する訓練計画を策定
都道府県支部に申請書及び添付書類を提出

◆**受付期間内**で申請書の記載漏れや添付書類の不足がないことが必要です。

認定申請の審査

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構による審査

◆都道府県支部から申請書類の修正や確認を行う場合があります（お知らせする期限に間に合わない場合は、認定対象外となります）。

認定申請の審査結果の通知

機構本部又は都道府県支部から審査結果を郵送します。

◆訓練コース情報は機構本部HPに掲載します。
◆訓練運営に当たっての必要な情報は、機構本部及び都道府県支部HPに掲載しますので「認定通知」を受けた際は、必ずご確認ください。

受講者の募集・申込受付

ハローワークで受講者の募集・申込受付を行います。

訓練実施機関で受講者の選考を実施

◆選考は、受講申込者全員に対して、筆記試験、面接など適切な方法により行ってください。

選考結果の通知

選考の結果は、合否ともに、所定の「選考結果通知書」により、速やかに本人・ハローワーク・都道府県支部に通知してください。

◆訓練開始日の２週間以上前に通知してください。

訓練開始